

知事コメント (抗告訴訟での意見陳述を終えて)

本日、那覇地方裁判所において、公有水面埋立承認取消処分取消裁決の取消請求事件の第1回口頭弁論が行われ、県民を代表する知事として法廷に立ち、意見陳述を行いました。

陳述では、まず、本県における米軍基地の形成過程や、辺野古埋立工事の実施に至る経緯に触れ、県民が過重な基地負担を背負わされ続けていることや、普天間飛行場の1日も早い危険性の除去が求められていることを申し上げました。

また、辺野古埋立工事がいかに問題の多い工事であるかを明らかにするため、大浦湾に軟弱地盤が存在することや、沖縄防衛局が埋立承認に付した留意事項を遵守せず、是正を求める県の指導にも一切従わなかったこと、環境保全に対する責任を十分に果たしていないことなどを述べました。

承認後に判明したこのような事情により、辺野古埋立工事は、公有水面埋立法の承認要件を充足しなくなったこと、そして、沖縄防衛局は埋立工事を行う事業者として法令上遵守すべき義務と責任を果たしていないことが認められたため、県は、昨年8月に本件工事に係る埋立承認の取消しを適法に行ったものであり、これを国土交通大臣の裁決によって取り消されるいわれが全くないことを強く主張しました。

これらのことに加えて、普天間飛行場の辺野古移設に反対という民意が、これまでの一連の選挙において示されてきたことや、去る2月に実施された辺野古埋立てに絞った県民投票において、投票者総数の7割が反対の意思を明確に示したことに触れ、これ以上沖縄に新たな基地を造ってほしくないという県民の思いについても、強く訴えてまいりました。

限られた時間ではありましたが、県が行った承認取消しが適法に行われたものであることに加え、辺野古埋立てを正当化する理由が既に失われている現状において、政府が、民意を無視して工事を強行することは、民主主義を踏みにじり、地方自治を破壊するものであることを、裁判所に訴えることができたのではないかと考えております。

裁判所におかれましては、県民の民意と本気で向き合い、その思いを正面から受け止めていただくとともに、法の番人として、辺野古埋立工事を巡る一連の問題について実体的な審理を尽くし、公正な判断をされるよう希望いたします。

令和元年11月26日

沖縄県知事 玉城 デニー